

# 研究3 . 後悔しない生命保険選び

皆様で、今一度お考え頂くために！

人生は全て順当であり、予想どおり、などということはなかなかありません。病気になるたら、事故にあってしまったら、そんな時に保障があればかなりの部分で助けになります。

しかし、保険の契約内容が今一つ分からないとか、細かい文字にうんざりして、契約書に簡単にサインしてしまい、加入時に思っていたほどの保障が得られなくて後悔することもあります。

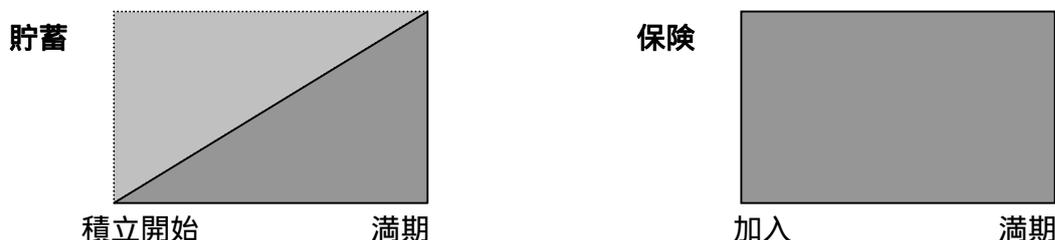
今回は、生命保険に的を絞って、既に参加しておられる方や初めて加入したいとお考えの方々のために、契約上の注意点について考えてみました。

## 1 保険の意味

一般的に、「貯蓄は三角、保険は四角」といわれています。貯蓄の場合は、目標となる一定額に達するまでに時間がかかります。

しかし、保険の場合は、加入すると同時に効力が発生し、たとえ1回の保険料の支払いしかしていなくても、支払要件に達すれば保険金を受け取れます。

つまり、リスクを回避するための対価が保険料となります。

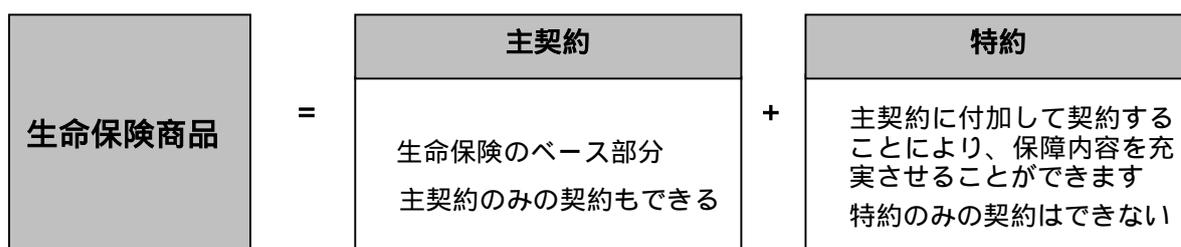


生命保険の世帯加入率（個人年金保険を含む）は90.5%となっており（注1）私たちにとって、生命保険は大変身近な存在となっています。

それだけに、より自分に合った生命保険を選ぶことが大切になってきます。

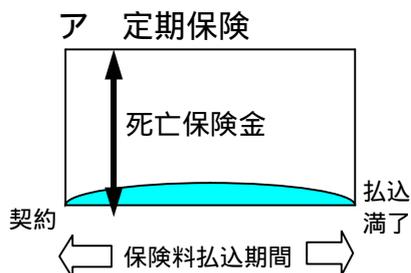
## 2 主契約と特約

生命保険商品は、主契約と特約から成り立っています。

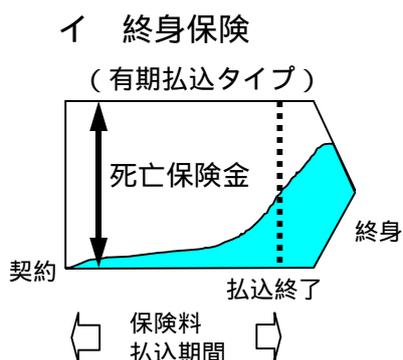


## (1) 主契約

主なものとして、定期保険と終身保険があります。



保障期間が限られているタイプです。基本的には掛け捨てなので、保険料が安いのがメリットですが、保険期間が切れた後に再加入する場合、そのときの年齢で計算するため、保険料が上がってしまうのがデメリットです。また、途中解約の場合、解約返戻金はほとんどありません。



保障期間が一生続く保険で、死亡したときに死亡保険金を受け取れるタイプです。途中で保障が切れないのがメリットです。原則として保険料は上がりません。通常、途中で解約すると返戻金としてお金が戻ってくるのが特徴です。ただし、保険料が高いのがデメリットです。保険料を一定期間払い込む有期払込タイプと、生涯払い続ける終身払込みタイプがあります。

上記以外に、保険期間内に死亡したときも満期時に生きていたときも、同額の保険金が支払われる「養老保険」や保険金を年金形式でもらえる「収入保障保険」などがあります。

## (2) 特約

保障を充実させるために主契約に付加するものですが、特約のみでは契約できません。特約を増やすことで安心は増すものの、保険料がそれだけ上乗せされてしまうので、将来の見通しをよく考えて、必要に応じて付けるかどうか考えましょう。特約の一例として、次のようなものを挙げておきます。

### ア 三大疾病保険特約

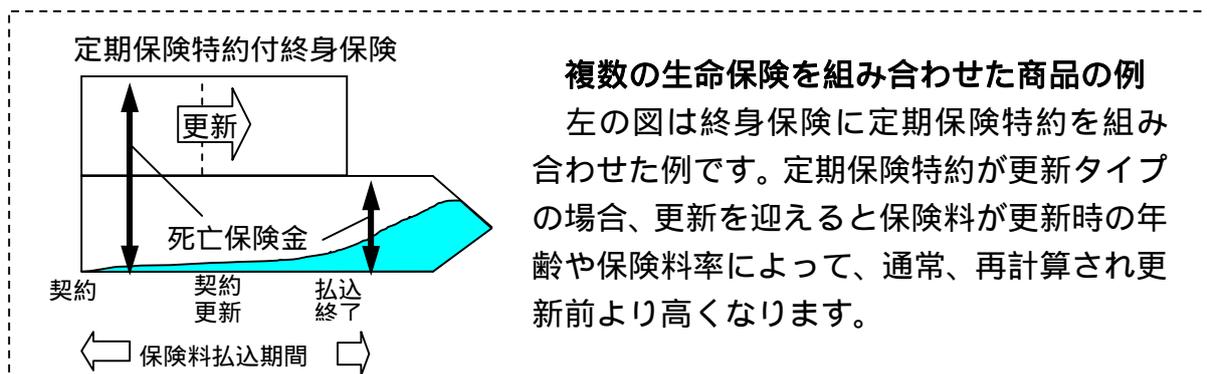
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の特定の状態になった場合に支払われます。

### イ 傷害特約

不慮の事故による死亡又は高度障害になったとき、給付されます。

### ウ 入院・通院特約

病気や災害等で入院や通院したときに給付されます。



**複数の生命保険を組み合わせた商品の例**  
左の図は終身保険に定期保険特約を組み合わせた例です。定期保険特約が更新タイプの場合、更新を迎えると保険料が更新時の年齢や保険料率によって、通常、再計算され更新前より高くなります。

### 3 加入する時の注意

#### (1) 契約内容をよく把握しよう

どのような契約でもそうですが、契約書面上で確認することが大切です。約款などは、非常に細かい字で書かれていることが多く、読みづらいものですが、しっかり読んで、納得してから契約しましょう。

保険では、給付時期が「満期のとき」や「万一のとき」など、契約してから時間が経ってから給付されることが多く、受け取れるつもりのものが受け取れなかったなどのトラブルがありがちです。「主契約では保障が終身になっていても、特約での保障は50歳までだった」などの事例もありますので、注意してください。

#### (2) クーリング・オフ

保険にも保険業法により、一定期間であれば一方的に契約を解除できる「クーリング・オフ制度」が適用されます。クーリング・オフの期間は、法律上は書面を受け取った日又は申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日間です。

ただし、保険会社の営業所や申込者が自分で指定した場所で契約した場合、保険期間が1年以内の契約の場合、個人年金保険などで、保険料の払込方法が、一時払いや振込みに限定されているような商品は、クーリング・オフの対象にならない場合があります。

クーリング・オフ期間は、法律上は8日間ですが、保険会社が保険商品により、10日、15日、30日など、任意に延長して設定していることがあります。

また、実際は、営業所等での申込みの場合も、クーリング・オフの対象としているのが一般的です。

### 4 生命保険の見直し

#### (1) 計算してみよう！

1世帯当たりの生命保険の年間払込保険料は、41.6万円に上ります(注1)。生活の実態によって、見直しを図った方がよい場合も考えられます。

通常は、死亡時等に給付されるお金や貯金などの「資産」から、万一のときの生活費の不足分や残しておきたい資金などの「負債」を差し引いた不足分が、保険金額の目安となります。次の図に金額を入れて計算してみてください(注2)。

万一のときの資産		万一のときの負債	
貯蓄等	万円	団体信用保険のないローン	万円
死亡退職金など	万円	死後の整理費用(葬儀費用・引越し費用など)	万円
資産売却など	万円	生活費不足分 1	万円
		家族に残したい資金 2	万円
資産計(A)	万円	負債計(B)	万円
目安となる保険金額 (A) - (B) のマイナス分			万円

「継続的な収入（遺族年金・家族の収入など）」 - 「万一のときの生活費」 = マイナス金額が1年間の不足額 この不足額を何年分準備するかを決める。

子供の教育資金、妻の老後資金、緊急予備資金など、家庭の事情や年代等に応じて決める。

## (2) 保険の見直し時期と見直しチェックポイント

見直し時期としては、転職や独立したとき、保険を10年以上見直ししていないとき、生活が苦しいとき、更新型保険を更新するとき、子供が生まれたとき、家を購入したときなどが挙げられます。

一般的には、子供の学校が終わったときや住宅ローンを組むとき(団体信用生命保険に加入するため)は、加入している生命保険の死亡保障額を見直すチャンスといわれています。



あゆ回 あゆま回

### 保険料を低くするためのワンポイント

- 1 勤務先の福利厚生で、対応できる部分がないかチェック！
- 2 複数保険に入っていた場合、保障の重複部分がないかチェック！
- 3 「たばこを吸わない」などの条件が当てはまれば、保険料を安くできるかも(リスク細分型保険)・・・チェック！

## 5 生命保険のトラブル

### (1) 相談件数

全国の消費生活センターに寄せられた生命保険に関する相談件数は、下記の表のとおりです。

これによると、相談件数自体は減少傾向にあります。ただし、例えば2012年度の損害保険に関する相談は4,620件、傷害保険等その他の保険に関する相談は1,864件ですので、相対的には生命保険の相談・トラブルはとても多いと考えるべきでしょう。

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
相談件数	11,411	10,210	9,134	8,952

(国民生活センターによるPIO-NET集計)

### (2) 保険の見直しの時の注意

#### ア 保険ショップ

最近、街中で保険ショップをよく見かけます。これは複数の保険会社との代理店契約をして、契約時に保険会社から入る手数料等の収入により経営されています。そのため、得られる手数料の高い保険を勧められがちで、見直しが必要でも消費者の利益と合わない例もありますので、注意してください。

#### イ 転換と乗換

保険を変更する場合「**転換**」と「**乗換**」があることに気をつけましょう。

**転換**とは、現在の保険の積立配当金等を下取り価格(転換価格)として、新しい契約の一部に充当する方法で、元の保険は消滅します。

トラブル例では、「転換で入院保障は厚くなったが、逆に死亡保険金は減ってしまった」などがあります。

**乗換**とは、現在の契約を解約し、解約返戻金を元に新たな保険契約の申込みをする方法です。どの保険会社でも利用できますが、解約したものは、元に戻すことはできません。

トラブル例では、「見直しすれば、保険料が安くなると言われ、終身保険、医療保険、がん保険を3社に分けて契約したが、保険料はほとんど変わらなかった」などがあります。

### (3) 相談事例

全国の消費生活センターなどに寄せられた、最近の相談事例は次のとおりです。こうしたトラブルを参考に、後悔のない保険選びをしましょう(注3)。

- ・ 契約している生命共済の規約が変わると通知が届いた。不利になると思うので、今までの内容での契約を希望するが、可能か。
- ・ 実家の父ががん保険の保険料を2～3カ月滞納したが、払込猶予期限内に保険料を支払ったのに復活できなかった。理由を知りたい。
- ・ 銀行の外交員が自宅に訪問し、終身保険を勧められた。書面に署名してほしいと言われ、署名したが、何の書面に署名したのか分からず困っている。
- ・ 10年位前に加入した終身保険で、支払えず失効したはずだが解約されていなかった。貸付金を払うよう言われて納得できない。
- ・ 保険会社の担当者に勧められ、夫の終身保険を見直したが、契約内容が説明と違っていただけに気がついた。元の保険に戻してほしい。
- ・ 生命保険会社に保険金の支払いを申請したが、提出した書類が信用できないと言われ支払われなかった。情報提供する。



厚木市マスコットキャラクター

あゆみ回廊

#### 何かあったら、相談しよう！

加入時に約款等、契約内容を確認することが大切です。セールストークに惑わされないようにしましょう。疑問があった場合は、保険会社に確認するとともに、それでも、おかしいな、変だなと思ったら、生命保険協会や消費生活センターに御相談ください。

(社)生命保険協会 03 - 3286 - 2648

厚木市消費生活センター 046 - 294 - 5800

(注1)平成24年度生命保険に関する全国実態調査(公財)生命保険文化センター平成24年12月発行

(注2)くらしの豆知識 2012年版 国民生活センター発行

(注3)国民生活センターホームページから